

○建設委員会

・内閣提出法律案（五件）

号番	件名	4 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案	12※ 国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案	15※ 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する法律案	57 大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案	58 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案
院議先	月提出日	衆	衆	衆	衆	衆
委員会付託	委員会議決	参議院	参議院	参議院	参議院	参議院
二、二八	二、二九	三、一三	三、一三	四、一九	六、二二	六、二二
二、三、二三	二、三、二六	三、二三	三、二三	(予)	(予)	可 決
二、三、二六	二、三、二六	三、二九	三、二九	六、二二	六、二二	可 決
二、三、二六	二、三、二六	三、三〇	三、三〇	六、二三	六、二三	可 決
二、三、一	二、三、二三	三、一三	四、一九	四、二七	六、二二	可 決
二、三、二三	二、三、二三	三、二七	六、八	六、八	六、八	可 決
二、三、二三	二、三、二三	三、二八	六、二	六、二	六、二	可 決
						備考

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案（閣法第四号）

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

要旨

本法律案は、住宅金融公庫の昭和六十三年度までの特別損失を平成元年度において交付金の交付により一括して整理するとともに、平成二年度から平成六年度までの各年度の特別損失について平成十二年度までに交付金を交付して整理する等の措置を講ずるものである。

委員長報告

ただいま議題となりました住宅金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、住宅金融公庫の財政の健全化を図るため、公庫の昭和六十三年度までの特別損失を平成元年度において交付金の交付により一括して整理するとともに、平成二年度から平成六年度までの各年度の特別損失について平成十二年度までに交付金を交付して整理する措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第一一号）

要旨

本法律案は、内閣総理大臣が、新たに、平成二年度を初年度とする国土調査事業十カ年計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました二法案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案は、国土調査事業の緊急かつ計画的な実施の促進を図るために、新たに平成二年度を初年度とする国土調査事業十カ年計画の案を策定し、閣議の決定を求めなければならないとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願い

ます。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し二項目の附帯決議を付することに決定いたしました。

次に、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、明日香村整備計画の円滑な推進を図るため、計画に基づいて明日香村が国から負担金または補助金の交付を受けて行う事業に係る経費に対する国の負担または補助の割合の特例について、対象となる事業を平成十一年度までにおいて行われる事業とするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し四項目の附帯決議を付することに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第一五号）

要旨

本法律案は、明日香村整備計画に基づいて、明日香村が国から負担金または補助金の交付を受けて行う事業（間接補助事業を含む。）に係る経費に対する国の負担または補助の割合の特例について、対象となる事業を平成十一年度までにおいて行われる事業とするものである。

委員長報告

前ページ参照

大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第五七号）

要旨

本法律案は、大都市地域において居住環境の良好な住宅に対する著しい需要が存する現状にかんがみ、住宅及び住宅地の供給を促進するため、次の措置を講じようとするものである。

一、建設大臣が、首都圏、近畿圏及び中部圏の各圏域ごとに、新たに住宅及び住宅地の供給に関する基本方針を策定することとし、政令で定める都府県はこれに即して住宅及び住宅地の供給に関する計画を策定することとする。

二、国及び関係地方公共団体は、供給基本方針及び供給計画の達成のため、住宅または住宅地の供給事業の実施等必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

三、大都市地域の建設大臣が指定する都市計画区域に係る市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発または保全の方針においては、供給計画に適合するように、住宅市街地の開発整備の方針を定めなければならないこととする。

四、宅地開発協議会の構成員に住宅・都市整備公団を加えることとする。

五、土地区画整理促進区域の面積に関する要件を二ヘクタール（現行五ヘクタール）に引き下げるのこととする。

六、住宅街区整備促進区域の対象区域に第二種住居専用地域及び住居地域内の土地の区域を加えることとする。

ただいま議題となりました二法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、大都市地域において、地価の高騰により、一般労働者が居住環境の良好な住宅を確保することが著しく困難となつてゐる現状にかんがみ、住宅及び住宅地の供給を促進するため、大都市地域の各圏域ごとに建設大臣が住宅及び住宅地の供給に関する基本方針を策定するとともに、関係都府県は、これに即して住宅及び住宅地の供給に関する計画を策定することとし、あわせて土地区画整理促進区域及び住宅街区整備促進区域について要件の緩和を行う等の措置を講じようとするものであります。

次に、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案は、大都市地域を中心として住宅宅地需給がひつ迫している現状にかんがみ、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進を図るため、良好な住宅市街地の開発整備を行うための住宅地高度利用地区計画制度を創設し、当該住宅地高度利用地区計画の区域内における建築物等に対する制限の特例を定めるとともに、合理的な土地利用を促進するため、地区計画制度を拡充して住居と住居以外の用途

別に容積率の最高限度を定めることができる」とし、あわせて遊休土地転換利用促進地区制度を創設し、遊休土地の有効かつ適切な利用を促進するための措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して議題とし、質疑を行い、また、参考人から意見を聴取いたしましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して上田委員より、大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案に賛成し、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案に反対する意見が述べられました。

本法律案は、大都市地域を中心として住宅宅地需給がひっ迫している現状等にかんがみ、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進等を図り、住宅供給を促進するため、次の措置を講じようとするものである。

第一 都市計画法の改正

一、第一種居住専用地域及び第二種居住専用地域内の土地の区域で、良好な中高層の住宅市街地として開発整備を行うことが適切であると認められるものについては、都市計画に新たな地区計画として住宅地高度利用地区計画を定めることととする。

住宅地高度利用地区計画には、道路、公園等の公共施設の配置等を定めるとともに、容積率、第一種居住専用地域に係る高さ制限等の特例を定めることができることとする。

なお、二法律案に対し、附帯決議を付することに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案（閣法第
五八号）

要旨

一、地区計画制度を拡充し、住居と住居以外の用途とを適正に配分することが特に必要であると認められるときは、容積率の最高限度を住宅を含む建築物に係るも

のとそれ以外の建築物に係るものとに区分し、住宅を

含む建築物の容積率の特例を定めることができるこ
ととする。

三、おおむね五千平方メートル以上の遊休土地について、
必要があるときは、都市計画に遊休土地転換利用促進
地区を定めることができることとする。

四、遊休土地転換利用促進地区内の土地所有者等に対し
ては、有効利用の責務が課されることとなり、市町村
長は、都市計画の決定から一年経過後において、依然
として有効利用されていない一定規模以上の土地の所
有者等に、遊休土地である旨を通知し、その通知を受けた者から届け出られた利用または処分に関する計画
が適切ではないと認めるときは、計画の変更等を勧告
できることとするとともに、勧告に従わない場合には、
地方公共団体等が、買取りの協議を行うこととする。

第二一 建築基準法の改正

一、住宅地高度利用地区計画の内容に適合する建築物で、
特定行政庁が支障がないと認めるものについては、容
積率、高さ等をそれぞれその特例の範囲内のものとす
ることができることとするとともに、特定行政庁の許
可により斜線制限、用途の制限についての特例を設け

ることとする。

二、住宅を含む建築物の容積率の特例とともに敷地面積
の最低限度が定められている等、一定の条件に該当す
る地区計画の区域内においては、住宅を含む建築物に
ついて、その地区計画において定められた容積率の特
例を適用することとする。

委員長報告

一五七ページ参照